

大曲仙北広域市町村圏組合訓令第13号

新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業に係る事業者選定委員会 設置要綱

令和3年12月1日施行

改正 令和4年2月9日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、大曲仙北広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が実施する新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業（以下「事業」という。）に関し、事業者の選定事務の公正を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するため、新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員8名以内で組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 関係行政機関の職員 5名以内
- (3) 組合職員 1名

(所掌事務)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議を行い、管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 実施方針、要求水準及び特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の選定に関すること。
- (2) 事業者の選定方式に関すること。
- (3) 事業者の募集要項及び事業者選定基準等に関すること。
- (4) 事業者による提案書等の審査及び最優秀提案者の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 5 選定委員会は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、事業に関する提案の募集に応募し、又は入札に参加してはならない。
- 3 委員が事業への応募者に関与したことが判明したときは、選定委員会は、委員が関与した応募者を失格とし、選考対象外とするものとする。
- 4 委員及びその他選定委員会に出席した者は、職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、組合及び選定委員会が公表した情報については、この限りでない。
- 5 委員は、事業者の選定に当たり、特定の企業に対する便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、速やかに記録し、管理者に報告するものとする。

(審査結果の公表等)

第7条 選定委員会における審議の結果は、管理者が事業者を決定した後に公表する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、組合事務局環境事業課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行後最初の選定委員会は、管理者が招

集する。

(訓令の失効)

- 3 この訓令は、事業の設計、建設及び運転管理業務に係る契約を締結した日に、その効力を失う。